

入札説明書

令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託に係る一般競争入札については、関係法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に疑問のある場合は、下記の11により説明を求めることができます。

1 公告日 令和2年9月1日（火）

2 契約者名

奈良県食と農の振興部長 杉山 孝

3 担当部局及び契約条項を示す場所等

担当部局及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県食と農の振興部農業水産振興課鳥獣対策係（奈良県庁分庁舎5階）

電話番号 0742-27-7480（ダイヤルイン）

4 調達する業務の仕様その他の詳細

入札公告第1に同じ。詳細は仕様書によります。

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 日時 公告の日～ 令和2年9月10日（木）

午前9時～午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

入札説明書及び仕様書は、奈良県食と農の振興部農業水産振興課ホームページからも入手可能です。

(2) 場所 上記3に示す場所

6 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

7 入札に要する費用の負担

入札に要する費用は、入札者の負担とします。

8 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札公告第2 競争入札に参加する者に必要な資格のとおりです。

(2) 入札公告第2の(4)に定める条件は、次のとおりとします。

① 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

② 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- ③ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- ④ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者は、この入札に参加することができません。
- ア 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。
- (3) 入札公告第2の(4)に定める要件は、次のとおりとします。
- 平成29年度から令和元年度に国または地方公共団体の実施する、糞塊法によるニホンジカ生息密度指標調査業務を適正に履行した実績を有する者であること。

9 競争入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、次に掲げる入札参加申込書等を下記(1)の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。上記8の競争入札参加資格申込は、下記(2)の期日までに完了していなければなりません。また、入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

- (1) 提出期日 令和2年9月10日(木)午後4時まで
(提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、調整期日までに再提出してください。)
- (2) 調整期日 令和2年9月14日(月)午後4時まで
- (3) 提出場所 上記3に示す場所
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参あるいは郵送
- (6) 競争入札参加資格確認書類
- ① 入札参加申込書(別紙様式1)
 - ② 入札公告第2(3)に関する、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写し
 - ③ 上記8(3)に関する、実績を確認できる書類(委託契約書、仕様書等の写し)

- (7) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知
競争入札参加資格の確認の結果については、令和2年9月15日（火）にFAXにより通知します。
- (8) その他
- ① 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
 - ② 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外の目的には使用しません。
 - ③ 提出された申請書等は、いかなる場合も返却しません。
 - ④ 申請書等に関する問い合わせ先は、入札公告第3の1に同じです。

10 再委託の禁止について

本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはなりません。

11 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、書面（別紙様式2）により持参またはFAXにて提出してください。
- ① 提出日時 令和2年9月3日（木）午後4時まで
 - ② 提出場所 奈良県食と農の振興部農業水産振興課鳥獣対策係
 - ③ 提出方法 持参またはFAXで提出（FAXの場合は受信確認のため電話でお知らせください。）
TEL 0742-27-7480（ダイヤルイン） FAX 0742-22-9521
- (2) 質問に対する回答は、奈良県食と農の振興部農業水産振興課ホームページに掲載して閲覧に供します。
- ① 掲載日時 令和2年9月9日（水）
 - ② 掲載場所 奈良県食と農の振興部農業水産振興課ホームページの新着情報一覧

12 競争入札の参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。
- ① 提出日時 令和2年9月16日（水）午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）
 - ② 提出場所 奈良県食と農の振興部農業水産振興課鳥獣対策係
 - ③ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。持参以外は受けません。
- (2) 理由の説明は、令和2年9月23日（水）までに、(1)を請求した者に対してFAXにより通知します。

13 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年9月24日（木）午後1時から
- (2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁入札室（奈良県庁主棟6階）

14 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送によるものとします。
- (2) 入札書（別紙様式3）の宛名は、「奈良県知事 荒井 正吾」としてください。
なお、記入に際しては、「図1 入札書記載例」を参照してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（別紙様式4）を入札前に提出してください。なお、記入に際しては、「図2 委任状記載例」を参照してください。
- (4) 入札書は封かんし、封書に「入札書」と明示し、併せて調達物件名及び入札者の商号又は名称を記入してください。また、封筒の裏は、代表者印又は委任を受けた者の印（どちらでも可）で封印してください。なお、記入に際しては、「図3 入札書に係る封書の記載例」を参照してください。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- (6) 入札は、総計金額で行います。落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (7) 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとします。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。
- (8) 入札書は、再度入札が行われる場合がありますので、2枚用意してください。
なお、再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

15 郵便による入札

- (1) 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に「令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託」入札書封筒（2通）在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県食と農の振興部農業水産振興課長あての親展として、令和2年9月23日（水）午後5時までに上記に示す場所へ到着するようにしてください。なお、再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。「図3 入札書に係る封書の記載例」を参照してください。
- (2) 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退届を含む。）を別々に封かんし、封書の表面に15の（1）の記載事項に加え、「令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託入札書（初度入札）」又は「令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託入札書（再度入札（又は再度入札辞退）」と各々記入の上、令和2年9月23日（水）午後5時までに3に示す場所へ到着するようにしてください。
- (3) 封かんされた入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又は2枚の入札書が1通の封筒に封かんされて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。
なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

16 入札の無効

- (1) 競争入札の参加資格がある者であっても、開札日までの間において入札公告第2に定める条件を満たさなくなった場合は、その者の行った入札を無効とします。
- (2) 所定の入札書（別紙様式3）に基づく入札以外は、無効とします。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、所定の委任状（別紙様式4）を提出してください。

17 入札に立ち会う者に関する事項

開札の場所において入札者が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない奈良県職員の立ち会いをもって開札します。

18 落札者の決定方法

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」で決定します。落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

19 契約の不締結

落札者が契約の締結までの間において入札公告第2に定める条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しません。また、契約締結後に、当該条件を満たさなくなったときは、契約を解除することがあります。

20 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、入札者が落札者となった場合、契約を締結しないことを防止するためのもので、落札者が契約を締結しないときには、その者が納付した入札保証金は県に帰属します。そのため、一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金免除申請書（別紙様式5）と当該各号に該当することを示す書類を令和2年9月10日（木）午後4時までに入札参加資格確認申請に併せて、提出してください。免除の可否については、令和2年9月15日（火）にFAXにより、入札参加資格の確認通知に併せて通知します。入札保証金が必要な場合の納付方法については、その対象となる者に別途通知します。

入札保証金を免除した場合も落札者が契約を締結しないときは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第11条第2項に基づき、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価の場合にあつては、公告等で示した予定数量を乗じて得た金額。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは免除します。